

令和6年度  
(第1回)

# 出雲市税だより

令和6年(2024)4月 出雲市財政部 市民税課・資産税課・収納課

## 令和6年度 納税ごよみ

- 市税等の**普通徴収分**(納付書又は口座振替で納付する方法)の各納期限と日曜納税相談の日程をお知らせします。
- 口座振替の振替日は、各納期限の日です。
- 金額については、各通知書をご確認ください。

納付月	市税等納期限	市県民税	固定資産税	都市計画税	軽自動車税(種別割)	国民健康保険料	後期高齢者医療保険料	介護保険料	日曜納税相談 <small>※詳しくはP.11参照</small>
4月	4月30日(火)							第1期	—
5月	5月31日(金)		第1期		全期				5月12日(日)
6月	7月1日(月)	第1期						第2期	—
7月	7月31日(水)		第2期			第1期	第1期		7月7日(日)
8月	9月2日(月)	第2期				第2期	第2期	第3期	—
9月	9月30日(月)					第3期	第3期		9月8日(日)
10月	10月31日(木)	第3期				第4期	第4期	第4期	—
11月	12月2日(月)		第3期			第5期	第5期		11月3日(日)
12月	12月27日(金)					第6期	第6期	第5期	12月1日(日)
令和7年1月	1月31日(金)	第4期				第7期	第7期		—
2月	2月28日(金)		第4期			第8期	第8期	第6期	—
3月	3月31日(月)					第9期	第9期		—

# 1. 市民税・県民税(個人)について

## [1] 市民税・県民税について

市民税・県民税は住民税とも呼ばれており、市や県が行う行政サービスに必要な経費を住民の方々に広く負担していただくものです。

## [2] 納める方(納税義務者)について

賦課期日(1月1日)に出雲市内に住所があり、前年1年間に一定以上の所得があった方です。

## [3] 税額について

定額で課税される「均等割」と、前年1年間(1月1日から12月31日)の所得に応じて課税される「所得割」で構成されています。また、令和6年度から森林環境税(国税)も均等割に併せて徴収します。

### 均等割額と森林環境税

均等割・森林環境税額	均等割額	森林環境税(国税)
5,500円	市民税(3,000円)	(1,000円)
	県民税(1,500円)	

### 所得割額

所得割額 = (所得金額 - 所得控除額) × 税率(市民税: 6% 県民税: 4%) - 税額控除等

※分離課税所得がある場合は、計算方法が異なります。

## [4] 均等割・所得割が課税されない方について

区分	均等割も所得割も課税されない方	所得割が課税されない方 ※均等割は、課税されます。
対象者	<ul style="list-style-type: none"><li>●生活保護法による生活扶助を受けている方</li><li>●障がい者、未成年者、寡婦又はひとり親の方で、前年の合計所得金額が135万円以下の方</li><li>●前年の合計所得金額が、次の金額以下の方<ul style="list-style-type: none"><li>○控除対象配偶者・扶養親族のいない方 = 38万円</li><li>○控除対象配偶者・扶養親族のいる方 = 28万円 × (控除対象配偶者 + 扶養親族の数 + 1) + 26.8万円</li></ul></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>●前年の総所得金額等が、次の金額以下の方<ul style="list-style-type: none"><li>○控除対象配偶者・扶養親族のいない方 = 45万円</li><li>○控除対象配偶者・扶養親族のいる方 = 35万円 × (控除対象配偶者 + 扶養親族の数 + 1) + 42万円</li></ul></li><li>●所得控除の合計金額が、総所得金額等を上まわる方</li></ul>

## [5] 納税通知書について(納付方法によって異なります)

### 給与特別徴収の方

5月中旬に会社などの給与支払者(特別徴収義務者)へ「特別徴収税額の決定通知書」をお送りしますので、給与支払者から通知書をお受け取りください。

### 普通徴収の方・年金特別徴収の方

6月中旬に「市民税・県民税・森林環境税納税通知書」を納税義務者にお送りします。(非課税の方を除く)  
※本年1月2日以降に亡くなられた方の納税通知書は、相続人の方に送付します。  
※3月16日を過ぎて確定申告書を提出された場合は、6月(給与特別徴収の方は5月)に送付する納税通知書には確定申告書の内容が反映されていないことがあります。7月以降(給与特別徴収の方は6月以降)に確定申告書の内容を反映した納税通知書を送付します。

## [6] 納付方法について

### 普通徴収・給与特別徴収・年金特別徴収の3通りの方法があります。(※)

区 分	納 付 方 法						
普 通 徴 収	納税義務者が、納付書又は口座振替で納付する方法です。6月に納税通知書を送付しますので確認してください。						
	納付月	6月・8月・10月・1月					
	納付方法	納付書納付 納付書記載の納付期限までに納付してください。 全期前納納付書と期別納付書（第1期から第4期分）を送付します。いずれか一方の納付書により納付し、両方の納付書で納付されないよう、ご注意ください。			口座振替 納税通知書に振替口座を記載しています。 振替日は納期限の日です。詳しくは、1ページの「納税ごよみ」をご覧ください。		
給与特別徴収	会社などの給与支払者（特別徴収義務者）が、給与から市民税・県民税を引き去りし、給与所得者に代わって納付する方法です。						
	納付月	6月から翌年5月まで毎月					
	※給与所得者の方は原則、給与から市民税・県民税が引き去りされます。						
年 金 特 別 徴 収	年金支払者が、公的年金にかかる市民税・県民税を公的年金から引き去りし、年金受給者に代わって納付する方法です。初年度の方は、前半は個人納付、後半は公的年金からの引き去りです。2年目以降の方は、賦課年度の前半に前年度分対象税額を引き去り、本年度課税分との差額を賦課年度の後半で引き去ります。						
	初年度	普通徴収（個人納付）			特別徴収		
		本徴収			本徴収		
		6月	8月	10月	12月	2月	
		課税額の1/2			課税額の1/2		
2年目以降	特別徴収						
	仮徴収			本徴収			
	4月	6月	8月	10月	12月	2月	
	前年度分対象税額の1/2			本年度分課税額－仮徴収額			
	※65歳以上の方の公的年金等に係る市民税・県民税は、原則、公的年金から引き去りされるため、徴収方法を選択することはできません。						

※複数の徴収方法を併用して納付していただく場合もあります。

## [7] 所得・課税証明書の発行について

令和6年度（令和5年分）所得証明書、課税証明書は、6月3日（月）から本庁市民税課及び各行政センターの窓口、又はコンビニ交付サービスで取得できます。コンビニ交付サービスでは、年末年始を除く6時30分から23時まで証明書の取得が可能です。コンビニ交付の場合手数料が窓口交付より100円減額となります。マイナンバーカードをお持ちの方は、ぜひご利用ください。

## [8] 課税内容及び納付方法等の問い合わせについて

納税通知書や納付方法等で不明な点がある場合は、本人確認書類等をお持ちのうえ、本庁市民税課（2階）までご来庁ください。なお、電話で問い合わせをされる場合は、本人確認のため、納税通知書に記載されている番号を確認させていただきます。

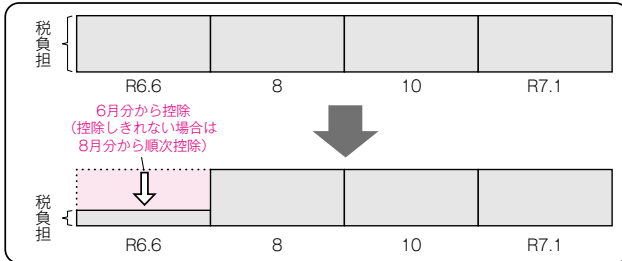
必ず、納税通知書をご用意のうえ、お問い合わせください。



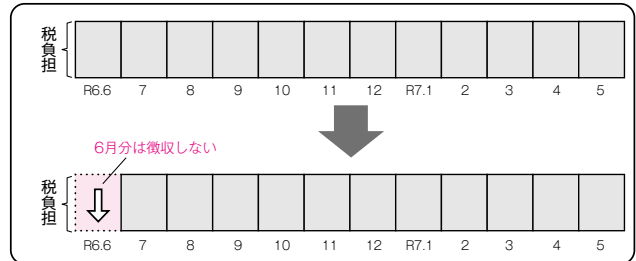
## [9] 定額減税について

令和6年度の市民税・県民税において、所得割から税額控除の形で、納税者及び扶養親族1人につき1万円の定額減税を実施します。(所得税は令和6年所得において3万円)  
(合計所得金額が1,805万円(給与収入2,000万円)を超える方は対象外です)

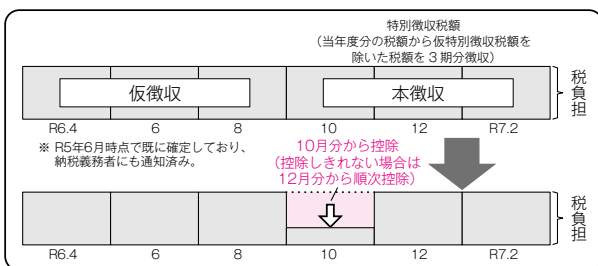
普通徴収の方：1期(6月分)から順次



給与特別徴収の方：令和6年6月分の徴収を行わず、7月分から令和7年5月分まで均等に減額



年金特別徴収の方：本徴収の1期(10月分)から順次



詳しくは納税通知書及びホームページでご確認ください

減税額が所定の額に満たなかった方に対しては、その差額が調整給付金として支給される予定です。

## 2. 軽自動車税(種別割)について

### [1] 軽自動車税(種別割)とは

原動機付自転車、二輪の軽自動車、三輪以上の軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車(以下、「軽自動車等」という。)を所有している方に負担していただく税金です。毎年5月に1年分を1回で納付します。

### [2] 納税義務者について

賦課期日(4月1日)時点で、出雲市内に使用の本拠(定置場)がある軽自動車等を所有している方が納税義務者です。4月2日以降に廃車等の手続きを行った場合でも、当該年度の税金は納付していただきます。

### [3] 税率について

原動機付自転車、二輪の軽自動車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車

車種		総排気量又は定格出力	税率
原動機付自転車	第一種(一般原付)	50cc以下、又は0.6kw以下	2,000円
	第一種(特定原付)	0.6kw以下(電動キックボード等)	2,000円
	第二種乙	50cc超90cc以下、又は0.6kw超0.8kw以下	2,000円
	第二種甲	90cc超125cc以下、又は0.8kw超1.0kw以下	2,400円
	ミニカー	20cc超50cc以下、又は0.25kw超0.6kw以下	3,700円
二輪の軽自動車		125cc超250cc以下	3,600円
二輪の小型自動車		250cc超	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	制限なし(最高速度35km/h未満)	2,400円
	その他	制限なし(最高速度15km/h以下)	5,900円

## 三輪以上の軽自動車

車種			新税率 ※1	グリーン化特例 ※4			旧税率 ※2	重課税率 ※3
				75% 軽減	50% 軽減	25% 軽減		
三輪			3,900 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円	3,700 円	4,600 円
				(乗用営業用のみ)				
四輪	乗用	自家用	10,800 円	2,700 円	—	—	8,600 円	12,900 円
		営業用	6,900 円	1,800 円	3,500 円	5,200 円	6,600 円	8,200 円
	貨物	自家用	5,000 円	1,300 円	—	—	4,800 円	6,000 円
		営業用	3,800 円	1,000 円	—	—	3,600 円	4,500 円

※1 平成 27 年 4 月 1 日以後に最初の新規検査を受けた車両について適用

※2 平成 27 年 3 月 31 日以前に最初の新規検査を受けた車両（重課税率対象車は除く）について適用

※3 最初の新規検査から 13 年を経過した車両（電気自動車等は除く）について適用

令和 6 年度の場合、平成 23 年 3 月 31 日以前に最初の新規検査を受けた車両について適用されます。

※4 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までに新車新規登録された車両のうち、一定の燃費基準を達成した車両に適用

75% 軽減対象車：電気軽自動車・天然ガス軽自動車

(平成 30 年排出ガス規制適合又は平成 21 年排出ガス規制から窒素酸化物 10% 低減達成)

50% 軽減対象車：令和 12 年度燃費基準 90% 達成車かつ令和 2 年度燃費基準達成車【注】

25% 軽減対象車：令和 12 年度燃費基準 70% 達成車かつ令和 2 年度燃費基準達成車【注】

【注】ガソリン車・ハイブリッド車で、平成 30 年排出ガス基準 50% 低減達成車又は平成 17 年排出ガス基準 75% 低減達成車に限る。

### [4] 納期限及び納付方法について

**令和 6 年度の軽自動車税（種別割）の納期限は、令和 6 年 5 月 31 日（金）です。**

1 年分の税金を 1 回で納付していただきます。

5 月中旬に、納税義務者宛てに「軽自動車税（種別割）納税通知書」を送付します。

納付方法	
口座振替	振替口座の登録がある場合は、口座振替で納付していただきます。 納期限日に自動振替を行います。
納付書	振替口座の登録がない場合は、納付書で納付していただきます。 「軽自動車税（種別割）納税通知書」が納付書を兼ねておりますので、納期限までに納付をお願いします。 納付場所・納付方法については、納付書裏面でご確認ください。

### [5] 車検用納税証明書ハガキの送付廃止について

「軽自動車税納付確認システム（軽 JNK<sup>ジェンクス</sup>S）」の導入により、車検時の納税証明書が**原則不要**になりました。  
これに伴い、軽自動車税（種別割）を口座振替又はスマホ決済アプリで納付いただいた方を対象に送付していた車検用納税証明書ハガキについては、**送付を廃止**しておりますのでご了承ください。

※軽 JNK<sup>ジェンクス</sup>S による納付確認ができない場合は、

従来どおり車検用納税証明書が必要です。

※二輪の小型自動車については、軽 JNK<sup>ジェンクス</sup>S の対象外です。

口座振替で納付された場合、車検用納税証明書ハガキを送付します。

詳しくはこちら



## [6] 減免制度について

### I 身体障がい者等が所有する軽自動車等に対する減免 【身体障がい者等減免】

#### (1) 「身体障がい者等」とは

下記の手帳のうち、いずれかの交付を受けており、一定の要件に該当する方です。

身体障がい者手帳 ※等級要件あり、療育手帳 (A)

精神障がい者保健福祉手帳 (1 級)、戦傷病者手帳 ※等級要件あり

詳しくはこちら



#### (2) 減免対象

所有者、運転者及び用途が下表のとおりである軽自動車等 1 台に限り、減免対象となります。

なお、下表の③及び④については、身体障がい者等本人が軽自動車等及び普通自動車を所有していない場合にのみ減免対象となります。

	所有者 (納税義務者)	運転者	用途
①	身体障がい者等本人	身体障がい者等本人	(条件なし)
②	身体障がい者等本人	身体障がい者等本人と 生計を一にする者	身体障がい者等本人のための交通手段
③	身体障がい者等本人と 生計を一にする者	身体障がい者等本人と 生計を一にする者	身体障がい者等本人のための交通手段
④	単身で生活する 身体障がい者等本人	身体障がい者等本人を 常時介護する者	身体障がい者等本人のための交通手段

#### (3) 申請期間

令和6年4月1日(月) から 令和6年5月31日(金) まで

#### (4) 申請方法

申請区分	申請方法	申請に必要な書類	申請窓口
新規申請	申請に必要な書類を揃え、 窓口で申請してください。 申請者は、納税義務者です。	① 減免申請書 ② 身体障がい者手帳等 (原本) ③ 自動車検査証 (写し可) 【注】 ④ 運転者の運転免許証 (写し可) ⑤ 申請者のマイナンバーカード ⑥ 申立書 ※必要な場合のみ	出雲市役所 市民税課 又は 各行政センター 市民サービス課
継続申請	減免継続申請書 (ハガキ) を 4月上旬に送付します。必要 事項を記入して、窓口又は郵 送で申請してください。	① 減免継続申請書 (ハガキ)  ※前年度から申請内容に変更がある場合は、 新規申請が必要です。	

【注】電子化された自動車検査証 (電子車検証) の場合は、「自動車検査証記録事項」の添付が必要です。

#### (5) 注意事項

- ・自動車税 (種別割) の減免を受けている場合、軽自動車税 (種別割) の減免は受けられません。
- ・所有者又は運転者が身体障がい者等本人と別世帯の場合、申請書に「申立書」の添付が必要です。
- ・減免決定による口座振替停止処理が間に合わない場合は、口座振替後に還付します。

## II 構造が専ら身体障がい者等の利用に供するためのものである軽自動車等に対する減免 【構造減免】

### (1) 減免対象

車両の構造が身体障がい者等のために改造されている軽自動車等（車いす移動車など）

### (2) 申請期間

令和6年4月1日（月）から 令和6年5月31日（金）まで

詳しくはこちら



### (3) 申請方法

申請区分	申請方法	申請に必要な書類	申請窓口
新規申請	申請に必要な書類を揃え、窓口で申請してください。	① 減免申請書 ② 自動車検査証（写し可）【注】 ③ 申請者のマイナンバーカード	出雲市役所 市民税課 又は 各行政センター 市民サービス課
継続申請	減免継続申請書（ハガキ）を4月上旬に送付します。必要事項を記入して、窓口又は郵送で申請してください。	① 減免継続申請書（ハガキ）  ※前年度から申請内容に変更がある場合は、新規申請が必要です。	

【注】電子化された自動車検査証（電子車検証）の場合は、「自動車検査証記録事項」の添付が必要です。

### (4) 注意事項

- ・新規申請時、自動車検査証の車体の形状欄に「車いす移動車」などの記載がない場合は、申請書に「車体の構造が分かる写真」の添付が必要です。
- ・減免決定による口座振替停止処理が間に合わない場合は、口座振替後に還付します。

## III 公益のため直接専用する軽自動車等に対する減免 【公益減免】

### (1) 減免対象

公益のために直接専用する軽自動車等（社会福祉法人が所有する車いす移動車など）

### (2) 申請期間

令和6年4月1日（月）から 令和6年5月31日（金）まで



### (3) 申請方法

申請方法 申請に必要な書類を揃え、窓口で申請してください。

必要書類 ①減免申請書 ②自動車検査証（写し可）【注】

申請場所 出雲市役所 市民税課 又は 各行政センター 市民サービス課

【注】電子化された自動車検査証（電子車検証）の場合は、「自動車検査証記録事項」の添付が必要です。

詳しくはこちら



## [7] その他のお知らせ

### I 自動車検査証の電子化について

令和6年1月から、軽自動車について、電子化された自動車検査証（電子車検証）の交付が始まりました。軽自動車税（種別割）に係る申請時に「電子車検証」を用いる場合は、併せて「自動車検査証記録事項」の添付が必要です。

### II 小型特殊自動車の申告について

小型特殊自動車は、使用の有無及び公道走行の有無に関わらず、車両を所有していることに対して軽自動車税（種別割）が課税されます。

軽自動車税（種別割）の申告をして、ナンバープレートを車両に取り付けましょう。



## 3. 固定資産税・都市計画税について

### [1] 固定資産税について

#### 納める方（納税義務者）

賦課期日（1月1日）に土地・家屋・償却資産を所有している方です。

#### 税額の計算方法

土地・家屋・償却資産の課税標準額 × 1.5%（税率）＝税額（百円未満切捨）



### [2] 都市計画税について

#### 都市計画税とは

都市計画税は、都市計画事業・土地区画整理事業に要する費用にあてるための目的税です。

課税の対象資産は、平成17年の合併前の旧出雲市の都市計画区域用途地域にある土地・家屋です。

#### 税額の計算方法

土地・家屋の課税標準額 × 0.075%（税率）＝税額（百円未満切捨）

### ■ 固定資産税のよくある質問について

#### Q1 年の途中で資産の所有者が変わったら、固定資産税は誰にかかりますか？

**A1** 1月1日（賦課期日）が基準日です。1月1日時点の所有者に対して、その年度（4月～）の固定資産税・都市計画税が課税されます。そのため、令和6年1月2日以降に所有者が変わっても、令和6年度は、令和6年1月1日時点の所有者に課税されます。

なお、原則は土地・家屋登記簿に登録されている所有者に課税されます。未登記物件については、課税台帳に登録されている所有者に課税されます。

#### Q2 家を取り壊すと、土地の税額が上がると聞きました。どうしてですか？

**A2** 住宅用家屋が建っている敷地（「住宅用地」といいます）には、固定資産税・都市計画税が軽減される特例が適用されています。

家がなくなると、住宅用地以外の宅地となりこの特例制度が適用されなくなりますので、土地にかかる税額が上がることになります。

#### 【住宅用地に対する課税標準の特例制度】

- ①固定資産税 200㎡以下の部分は評価額の1/6に、200㎡を超える部分は1/3に軽減されます。
- ②都市計画税 200㎡以下の部分は評価額の1/3に、200㎡を超える部分は2/3に軽減されます。

#### Q3 築40年の木造家屋の評価額がずっと下がりにくいです。どうしてですか？

**A3** 年数経過による減価の補正率は20%が下限となっております。築40年の木造家屋であれば、既に下限に達しているため、評価額が据え置きになっていると考えられます。





### [3] 家屋調査について

建物を新築・増築された場合は、調査をさせていただきますので、ご協力をお願いします。

### [4] 滅失家屋の連絡について

家屋を取り壊されたら、ご連絡をお願いします。

なお、令和6年中に取り壊された場合、翌年度の令和7年度から課税されなくなります。

### [5] 未登記家屋の所有者変更の届出について

未登記家屋の所有者を変更するときは、変更届の提出をお願いします。

なお、令和6年中に届け出られた場合、令和7年度から納税義務者を変更します。

### [6] 老朽危険空家を取り壊した場合の減免申請について

令和6年度から「老朽危険空家等除却支援事業」の補助金を受けて空家を取り壊した場合に、取り壊した後の土地について一定期間、固定資産税・都市計画税の一部を減免します。(最長2年度分)

「老朽危険空家等除却支援事業」の補助金交付には、市による事前調査が必要となります。必ず取り壊す前に「**建築住宅課 空き家対策室**」にご相談ください。

※事前相談なく取り壊された場合は、補助金交付の対象とならない場合があります。

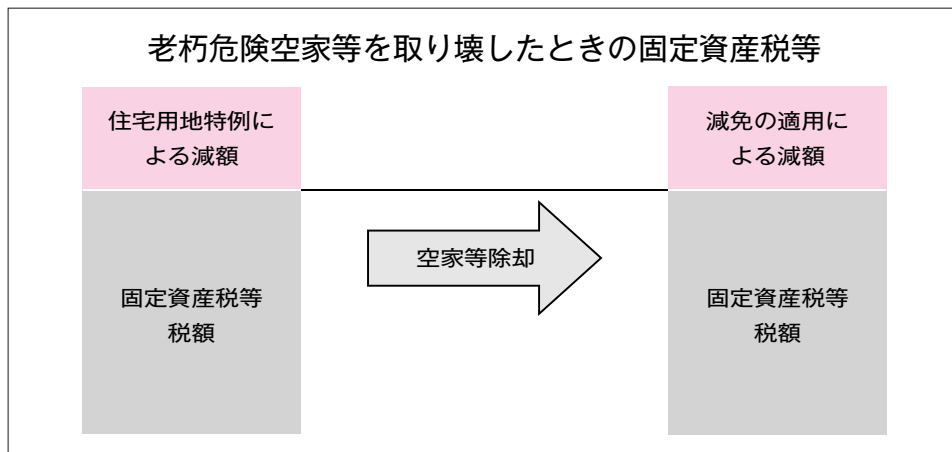
建築住宅課 空き家対策室：(電話 21-6210)



#### 【減免申請手続き】

年度初めの納税通知書を発送後、該当する土地所有者へ「減免手続き」の書類を送付します。

※取り壊し後の土地の用途を変更したり、譲渡したりすれば対象外となります。詳しくは資産税課土地係へお尋ねください。



空家を取り壊した場合の減免適用により、住宅用地特例による減額相当額を減免することになります。

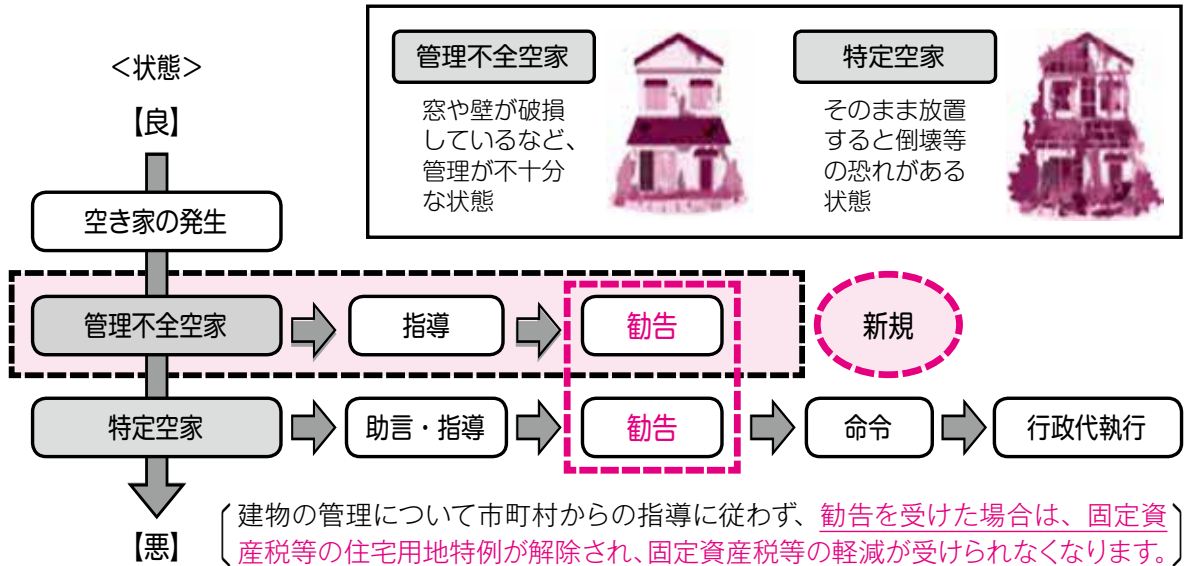


## 空き家対策室からのお知らせ

令和5年12月13日施行

空き家等対策の推進に関する特別措置法の改正により、「特定空き家」に加えて「管理不全空き家」も指導・勧告の対象となりました。

放置すれば特定空き家になるおそれのある空き家は管理不全空き家とされ、特定空き家に加えて、管理不全空き家も指導・勧告の対象となりました。



### 固定資産税等の住宅用地特例

固定資産税等の住宅用地特例は、居住の用に供する住宅用地について税負担の軽減を図るために設けられた措置であり、土地が住宅用地に該当する場合には固定資産税等が軽減されます。

	小規模住宅用地 (200㎡以下の部分)	一般住宅用地 (200㎡を超える部分)
固定資産税の課税標準額	1/6に軽減	1/3に軽減
都市計画税の課税標準額	1/3に軽減	2/3に軽減

● 担当 出雲市建築住宅課空き家対策室 電話 21-6210

## 4. 市税等の納付について

### [1] 納期限内の納付について

市税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料は、市民サービスの原資となる大切な自主財源となりますので、納期限内に納付してください。

納期限内に納めることが困難な場合は、事前に収納課へご相談ください。

### [2] 督促状について

市税等を滞納された場合は、督促状を発送し1通につき100円の督促手数料を徴収します。督促状は、納付書として使用できますので、指定した納付期限までに納付してください。

### [3] 滞納処分について

#### 財産の差押えや搜索

督促状等によっても納付されない場合は、滞納している方の財産（給与・不動産・動産・預貯金・生命保険・自動車等）の差押えや、自宅・事務所など関係場所の搜索を行い、財産を差押えることがあります。

#### 差押物件の公売

差押えた財産が動産等の場合は、インターネット公売や自治体共同公売によって売却し、滞納税等に充当します。公売の開催日等は、広報いずもやホームページ等でお知らせします。

### [4] 延滞金について

滞納された市税を納付される時には、納期限までに納付された大多数の納税者との公平をはかるため、本来の税額のほかに延滞金を併せて納めていただくことになります。

#### 【延滞金の割合】

区 分	納期限の翌日から1カ月を経過する日まで	納期限の翌日から1カ月を経過した日以降
令和6年中の延滞金率	年2.4%	年8.7%

※延滞金が、1,000円未満の場合は徴収しません。

### [5] 猶予制度（換価の猶予・徴収の猶予）について

市税を一時に納付することが困難な場合には、申請することにより財産の換価（売却）や差押えなどの猶予が認められる場合があります。詳しいことは、収納課へ相談してください。

### [6] 日曜納税相談について

平日来庁できない方のために日曜納税相談を行い、市税等の納付や相談を受け付けます。

【相談日】 ①5月12日（日） ②7月7日（日） ③9月8日（日）  
④11月3日（日） ⑤12月1日（日）

【時間】 いずれも 9:00～12:00

【会場】 いずれも 出雲市役所1階 くにびぎ大ホール

※会場の都合により中止する場合があります。

中止する場合は、市ホームページ等でお知らせします。



### [7] 特別徴収市県民税について

特別徴収義務者が特別徴収（給与から差し引き）した個人の市県民税は預り金であり、事業資金ではありません。特別徴収義務者が納入しない場合、脱税に関する罪の対象となります。

特別徴収による市県民税が滞納されると、従業員は給与から市県民税が差し引かれているにもかかわらず、納税していないことになります。そのため、従業員が納税証明書を取得した場合、滞納扱いとなり、必要なサービスが受けられないといった影響が出てきます。

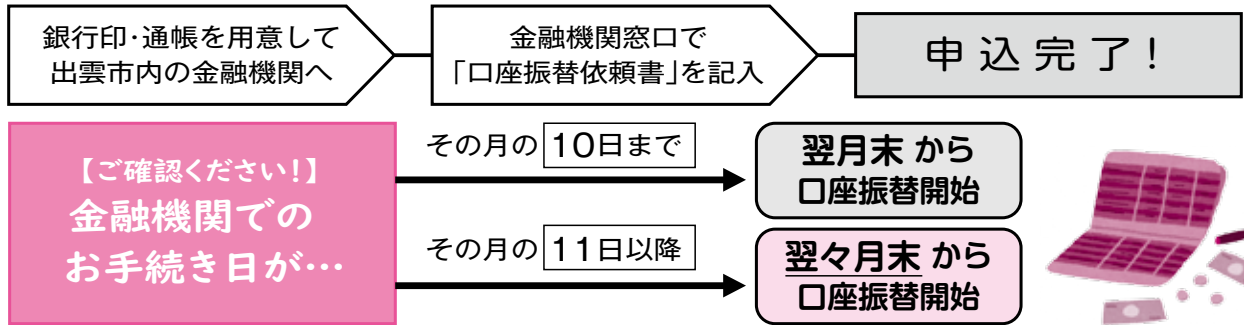
必ず納期限内に納付してください。



## [8] 市税の納付方法について

### (1) 1回の手続きで完了 便利で安心な口座振替

金融機関やコンビニに毎回出かける手間が省けて安心・安全な口座振替をご利用ください！  
手続きは簡単です。



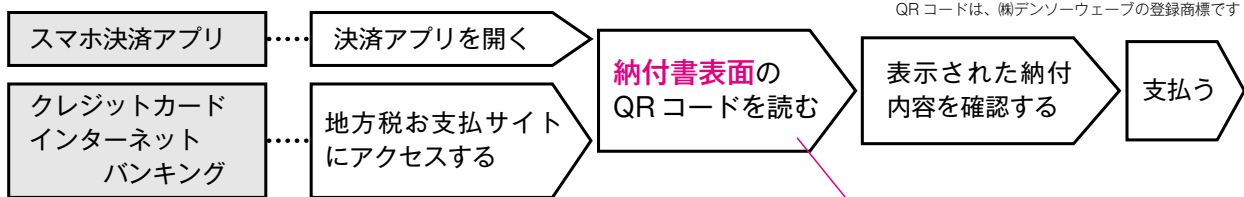
#### 口座振替ができなかった場合

後日、市役所から送付する「口座振替不能のお知らせ」（紫色のはがき）を使用し、期限内にコンビニエンスストアや金融機関等で納付してください。再振替はできません。

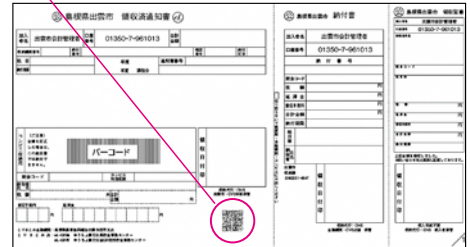


### (2) 納付書を使った納付方法が拡大しています

市税は、納付書に印字された地方税統一 QR コードを使って  
スマホ決済アプリや、クレジットカード、インターネットバンキングでも納付できます。



地方税お支払サイトはこちらから→



#### ご注意ください!

- ・市県民税（普通徴収）は、6月1日以降に発行した納付書から地方税統一 QR コードを印字します。
- ・スマホ決済アプリは、チャージ残高がある場合のみ支払い可能です。
- ・クレジットカードの決済手数料は納税者負担です。  
納付額 10,000円まで 37円（税別）、以降 10,000円毎に 75円（税別）

## 市税についてのお問い合わせ先 〈出雲市役所〉

**市民税課** \* \* \* \* \*  
 ★市県民税 0853-21-6770  
 0853-21-6898  
 0853-21-6714  
 ★法人市民税 0853-21-6728  
 ★口座振替・軽自動車税 0853-21-6703

**資産税課** \* \* \* \* \*  
 ★土地 0853-21-6667  
 ★家屋・償却資産 0853-21-6820  
**収納課** \* \* \* \* \*  
 ★納付相談 0853-21-6647